

2025年8月8日

各位

会社名 名港海運株式会社
代表者 代表取締役社長 社長執行役員 高橋 広
(コード番号 9357 名証メイン)
問合せ先 取締役 専務執行役員 三谷 正芳
(TEL 052-661-8135)

従業員向け株式報酬制度の導入に伴う自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、従業員向け株式報酬制度の導入に伴い、自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年8月26日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 61,700株
(3) 処分価額	1株につき 1,976円
(4) 処分総額	121,919,200円
(5) 処分予定先	三井住友信託銀行株式会社(信託口) (再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行(信託口))
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025年6月9日開催の取締役会において、当社および当社の主要子会社の従業員(総称して、以下「従業員」といいます。)に対する福利厚生制度を拡充させるとともに、中期経営計画「MX2029」の実現に向け、従業員の帰属意識を醸成し、経営参画意識を持たせ、当社業績や株価上昇への意識を高めることにより、当社の中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、従業員向け株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議いたしました。

本制度の概要につきましては、本日付「従業員向け株式報酬制度の導入に関する詳細決定のお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、本制度導入のために設定される信託(以下「本信託」といいます。)の受託者である三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行(信託口))に対して行うものです。

処分数量につきましては、本制度導入に際し当社が制定する株式交付規程に基づき、従業員の信託期間中の構成等を勘案のうえ、従業員に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、

その希薄化の規模は、2025年3月31日現在の発行済株式総数 33,006,204 株に対し 0.19%(2025年3月31日現在の総議決権個数 298,844 個に対する割合 0.21%。いずれも、小数点以下第3位を四捨五入) となります。

当社としましては、本制度は中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

(ご参考) 本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	従業員のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社および当社役員から独立した第三者を選定する予定
議決権行使	受託者は、信託管理人からの指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使します
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
信託契約日	2025年8月26日
信託の期間	2025年8月26日～2030年8月末日(予定)
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、2025年8月7日(取締役会決議日の直前営業日)の名古屋証券取引所における終値である 1,976 円といたしました。

当該価額については、取締役会決議日の直前営業日の直近1ヵ月間(2025年7月8日～2025年8月7日)の終値平均 1,979 円(円未満切捨て)からの乖離率が△0.15%、直近3ヵ月間(2025年5月8日～2025年8月7日)の終値平均 1,804 円(円未満切捨て)からの乖離率が 9.53%、あるいは直近6ヵ月間(2025年2月10日～2025年8月7日)の終値平均 1,682 円(円未満切捨て)からの乖離率が 17.48%となっております(乖離率はいずれも小数点以下第3位を四捨五入)。

上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、処分予定先に特に有利なものとはいえず、合理的と考えております。

また、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役全員(3名、うち2名は社外監査役)が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、処分予定先に特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、名古屋証券取引所の定める有価証券上場規程第440条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以上